

岩手県告示第257号

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第428号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(申請書の提出)</p> <p>第6条 前条の資格審査を受けようとする特定共同企業体は、知事が指定する期日までに、特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（<u>別記様式</u>。以下「申請書」という。）を構成員の連名で知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(申請書の提出)</p> <p>第6条 前条の資格審査を受けようとする特定共同企業体は、知事が指定する期日までに、<u>別に定める様式による</u>特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を構成員の連名で知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

別記様式を削る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。